

## 第1回 地方公共団体金融機構の業務の在り方に関する検討会 議事概要

1 日時 平成29年10月5日(木) 13時00分～15時00分

2 場所 合同庁舎2号館10階 共用会議室2

3 出席者 堀場会長、植木委員、鎌田委員、中村委員、宗田委員、  
小西委員、鈴木委員、勢一委員、中里委員、沼尾委員、  
阿部委員

### 4 議事次第

(1) 開会

(2) 地方財政審議会会長挨拶

(3) 検討会構成員紹介

(4) 総務省自治財政局長挨拶

(5) 議事

① 検討会の設置

② 地方公共団体金融機構ヒアリング

③ 討議

(6) 閉会

### 5 議事の経過

- 事務局より検討会の設置等について説明を行い、開催要綱、論点及びスケジュールについて案のとおり了承された後、地方公共団体金融機構からのヒアリングを行い、討議が行われた。

(以下、討議)

- 機構の地方支援業務が、地方団体における人材育成や金融リテラシーの向上に大きく貢献している。

- 人口減少下において、地方支援業務は引き続き機構が担う重要な業務である。特に小規模団体において人材確保が難しくなる中、共助の仕組みで機構がナレッジバンクの役割を提供することは、今後より重要度が増してくる。
- 地方支援業務について、地方公共団体（特に小規模市町村）は金融面での知識・経験に弱く、地方公共団体にとっては意義深い取り組みである。
- 資金調達は専門知識が必要な分野であり、異動も頻繁にある自治体プロパー職員が十分に当該分野の知識を吸収できているのか。例えば、各自治体において金融機関出身者の外部人材をどのような体制で活用しているのか。
- 機構の経営状況について、持続可能であるかどうかの観点から、資料を追加して説明して欲しい。
- 外債発行の意義や地共済からの資金調達条件等について説明して欲しい。
- 地方の人口・財政格差が広がり少子高齢化も加速し、小規模団体からの資金需要が引き続き見込まれる中、「段階的な縮減」が法律で定められている。急激に機構資金を縮減するのではなく、徐々に進めるべき。
- 段階的縮減の方向性について、このまま縮減していった大丈夫なのか。
- 地方公共団体から見て、機構は大きな役割を果たしている。地方公共団体が共同で設立した組織であることから、今後の議論にあたっては地方の意見を最大限尊重すべき。

- ほとんどの団体が機構から資金供給を受けている状況であり、長期・低利の資金供給は機構なしでは考えられない。
- 地方の多くの公共施設が更新時期を迎える中で、機構資金を含めた地方債をどう活用していくかという点は、財政運営上、極めて重要な問題。地方財政の将来を見据えた上で、本検討会の議論を進めるべき。
- 金融危機への備えについては、今回の報告書においても織り込んだ記述とすべき。
- ガバナンスに関しては、代表者会議や経営審議委員会の委員に第三者を置くことなどによってガバナンスの強化を図り、適切に運営がされてきていると考えられる。
- 機構は地方が自ら設立した共同法人であり、地方公共団体がどのように運営したいかという点が尊重されるべき。その上で、ガバナンスについては住民との関係においてもしっかり説明を果たすべき。